

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2024年（令和6年）

September

9月号

令和6年度全国労働衛生週間について



彼岸花の咲く頃

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
令和6年度全国労働衛生週間について.....	2～3
令和6年度全国労働衛生週間説明会・用品等のご案内.....	4
産業保健	
「働く人」のライフサイクルとメンタルヘルス不調.....	5
労務管理あれこれ ～残業時間を15分単位で処理、 15分未満を切り捨ててよいのか～.....	6
脳・心臓疾患及び精神障害等（「過労死」等事案）の 労災補償状況（令和5年度）について.....	7
令和5年度個別労働紛争解決制度及び 雇用均等関係法令にかかる施行状況について.....	8

2024（令和6年度）両立支援等助成金のご案内.....	9
「受動喫煙防止対策助成金」のご案内.....	10～11
令和6年7月末速報値 業種別死傷災害発生状況.....	12
9月は障害者雇用支援月間です。 障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！.....	13
治療と仕事の両立支援セミナーのご案内.....	14
さんぽセンターからのご案内.....	15
ゼロ災運動K Y Tトレーナー研修会のご案内.....	16
令和6年10月・11月の講習開催のご案内.....	17～18

さくらじま

50代に突入し定年を見据えてくると、部下の育成も含めて良好なコミュニケーションをとっていきたいと考えるようになった。

そんな折、昭和の「おっさんビジネス用語」というのを知った。我々にとって仕事の上で必須用語が、若者には全く意味が通じないようだ。

例えば「一丁目一番地」「蕎麦屋の出前」「ガラガラポン」「手弁当」「全員野球」「落としどころ」「ボールを持つ」「ざっくり」「いってこい」などなど。

私からすると知らない方が未熟者。割と会議の場でも堂々と使っていたな。むしろ、これらを使わずに仕事の話をする

方が難しそうだ。

そうすると、日頃、ハラスメントに気を付けて言葉を選んでいるつもりだが、それ以前に、若者は不思議な言葉に？を感じていただけかも。人材育成とかの前に、用件をちゃんと伝えていたのだろうか。

人に物事を説明するのは難しい。本来は年長者の方がそれに長けているはずだが。。

それでは逆に若者が使っているとされている「タイパ」「チルする」はご存じだろうか？若者へ迎合する必要はないけれど。

若者におっさんビジネス用語が必要か、我々にリカレント教育が必要か。

事業者の皆さまへ

第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

推してます
みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



都道府県労働局・労働基準監督署

第75回 全国労働衛生週間

2024

10/1▶7

準備期間 9/1～30

推
し
て
ま
す

み
ん
な
笑
顔
の

健
康
職
場

協賛

主唱

厚生労働省／中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会／陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会／林業・木材製造業労働災害防止協会

全国労働衛生週間説明会・用品等のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和6年度全国労働衛生週間が、10月1日から7日までの間、「**推してます みんな笑顔の 健康職場**」をスローガンに始まります。

当協会では、準備期間中に下記日程表のとおり説明会を開催し、鹿児島県における労働衛生の現況、関係統計の情報をお知らせし、労働衛生水準の向上を図ることとしています。

また、併せて周知用の用品（ポスター等）の販売も行います。

是非、ご参加下さいませようご案内致します。

説明会・用品等の問合せ先

◇鹿児島支部	電話 099-226-7427	FAX 099-226-7429
◇川内支部	電話 0996-25-1377	FAX 0996-41-3936
◇鹿屋支部	電話 0994-40-9055	FAX 0994-40-9056
◇加治木支部	電話 0995-63-1030	FAX 0995-63-1030
◇加世田支部	電話 0993-58-2183	FAX 0993-58-2184
◇志布志支部	電話 099-472-4877	FAX 099-472-4833
◇大島支部	電話 0997-53-5487	FAX 0997-53-6270
◇種子島支部	電話 0997-22-2736	FAX 0997-22-2731

推してます みんな笑顔の 健康職場



令和6年度全国労働衛生週間説明会日程表

	日 時	会 場	所在地
鹿児島県管内	9月11日(水)14:00～	ふれあいプラザなのはな館	指宿市東方9300-1
	9月13日(金)10:30～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館	鹿児島市城山町7-2
	9月13日(金)13:30～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館	鹿児島市城山町7-2
	9月17日(火)14:00～	枕崎市民会館 第1会議室	枕崎市千代田町114
	9月18日(水)14:00～	ふれあい会館にしへホール	南さつま市加世田川畑2641-2
	9月20日(金)14:00～	ホテルアクシアくしきの	いちき串木野市長崎町101
	9月26日(木)10:00～	種子島建設会館	西之表市鴨女町209-1
	9月27日(金)10:00～	屋久島環境文化村センター	熊毛郡屋久島町宮之浦823-1
川内署管内	9月18日(水)13:30～	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町2211-1
	9月19日(木)13:30～	出水市マルメ音楽ホール	出水市文化町23
鹿屋署管内	9月27日(金)14:00～	鹿屋市農業研修センター	鹿屋市礼元1丁目21-7
	9月20日(金)13:30～	志布志市文化会館	志布志市志布志町志布志2238-1
加治木署管内	9月17日(火)14:00～	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巣305
	9月18日(水)14:00～	始良市文化会館 加音ホール	始良市加治木町木田5348-185
	9月19日(木)14:00～	霧島市役所2F多目的ホール	霧島市国分中央三丁目45番1号
名瀬署管内	9月11日(水)14:00～	徳之島建設会館	大島郡徳之島町亀津7460
	9月13日(金)10:00～	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊10
	9月18日(水)10:00～	奄美振興会館	奄美市名瀬長浜町517
	9月19日(木)13:30～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連18-2
	9月25日(水)13:30～	瀬戸内建設業協会	大島郡瀬戸内町古仁屋字松江7-6
	9月27日(金)9:00～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花1015



「働く人」のライフサイクルとメンタルヘルス不調

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員
長友 医継（医療法人 玉水会病院）

私たちは生涯を通じてメンタルヘルス不調を来す危険性があります。メンタルヘルスに関する疾患には、遺伝が強く影響しているものもありますが、人生の中での種々のイベントが原因や誘因になっているものもあります。

今回の「産業保健」では、「働く人」の生涯におけるメンタルヘルス不調を俯瞰してみたいと思います。以下、「働く人」の生涯を、便宜的に青年期、壮年（中年）期、初老期に分けましたが、無論、どの時期でも発症する疾患もあります。

1. 青年期

青年期は独立を望み、そして社会生活に適応できるかが試される時期です。生物学的には発達のピークですが、社会的には今だ未発達であり、ギャップが生じやすい時期でもあります。また、30歳代は、仕事などに関して「自分が本当に望んだ選択であったか」自問自答する時期です。「自己選択が正しい」と再肯定し順調に人生を歩んでいく人がいる一方で、自己の選択を否定し、不安や抑うつなどが見られる「働く人」もいます。

この時期で問題になるメンタルヘルス不調としては、パーソナリティ障害、発達障害、社交（社会）不安障害、統合失調症などがあげられます。

2. 壮年（中年）期

この時期は、精神的にも経済的にも安定して人生の中では最も充実した時期です。Jungは「人生を一日とすれば、中年期は人生の正午」と表現しています。このことは、活動的である中年期を過ぎた後は徐々に衰退していくことも示唆しています。

一方、Newgardenは、中年期で「時間的観測の仕方」が変化することを指摘しています。即ち、中年期を迎え

るまでは、「生まれてからどれくらいたったか」と捉えていたのが、中年期以降は「死ぬまでに後どれくらいか」という捉え方になります。

この時期でみられるメンタルヘルス不調としては、うつ病、適応障害、そして女性における更年期障害があげられます。

3. 初老期

会社への忠誠心と仕事への責任感が強く一体感を持って働いてきた「働く人」ですが、この時期になると、自分の限界に気づき気持ちが揺らぐ体験をします。

会社での競争は終盤に入り、「働く人」は能力別に階層化され、それぞれの利得の差がでてきます。なかには、目標がなくなり、停滞感、行き詰まり感で逡巡したり、人生を逆算して焦りを感じ、「自分にとって仕事とは何であったか」を問い始める人もでてきます。

転職、出向、定年が具体化し、過去の仕事の総点検を通して自分の見直しと新しい生き方の模索が始まります。そして、心のよりどころの職場、地位、役割、誇りを失うことを予想をし、悲哀に直面したり、抑圧したりする人もでてきます。

この時期は、壮年期で取り上げたうつ病や適応障害も発症しやすいですが、その他には若年性認知症があげられます。

傷病手当金支給は、生産年齢人口では、「精神及び行動の障害」が大きな割合を占めています（全国健康保険協会）。このように私たちが就労している期間は何らかのメンタルヘルス不調をきたし易い環境下にあると言っても過言ではないでしょう。「働く人」個人もそして事業主も、「働く人」のストレスの軽減を積極的に図る努力が必要です。

労務管理あれこれ

（残業時間を15分単位で処理、15分未満を切り捨ててよいか）

鹿児島労働局監督課

割増賃金の支払いについてお尋ねします。

（Q）当社は月給制をとっており、市販されている勤務管理システムに搭載された端数処理機能を用いて、1日の時間外労働から15分未満の端数を日ごとに一律切り捨てるといった設定をし、割増賃金の計算については1か月の時間外労働のトータルを出して、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げて計算しています。このような取り扱いは、勤務管理システム上から生じているので、労働基準法上問題ないと思うのですが、本当に問題はないのでしょうか。

1日の15分未満切り捨ては違反になり、月の合計の30分未満切り捨ては30分以上を切り上げていれば可能

（A）割増賃金とは、労働者が法定労働時間を超えて労働した場合や休日、深夜に労働した場合に、支払わなければならないものです。その額は、通常の賃金額の2割5分以上5割以下の範囲でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した額となります。

この割増賃金の計算については、一般に月給制を採用している場合には、月の時間外労働時間を合計してから計算することが多いようです。また、賃金の支払いについては、労働基準法（以下「法」という。）第24条により、その全額支払いが使用者に義務付けられています。したがって、割増賃金についても、実際に時間外労働をした時間について、その時間に応じた割増賃金を支払わない場合は、法第24条違反となります。

ところで、ご質問は、勤務管理システムのことと、割増賃金の支払い方法についての2つに分かれます。

まず、1日の時間外労働から15分未満の端数を日ごとに一律切り捨てるといった設定についてですが、さきほどの説明のとおり、実際に時間外労働をした時間について割増賃金を支払わないこととなるため、法24条違反となります。

次に、1か月の時間外労働のトータルの30分未満を切り捨て、30分以上を1時間として取り扱う方法を採用

していますが、この方法によっても、1か月の割増賃金額がゼロになる者が出てきますので、法24条違反の問題がないかということがあります。しかし、このことについては、結論から申し上げますと、特に問題はありません。

といいますのも、ご質問のような30分未満の端数を切り捨て、それ以上を切り上げる取り扱い方法について行政解釈では、「常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものと認められるから、法第24条及び第37条違反としては取り扱わないこと」（昭63・3・14 基発第150号）とされているからです。

この端数処理の方法を具体的にいいますと、1か月の時間外労働の合計が32時間12分の場合は切り捨てて32時間として計算し、32時間35分の場合は切り上げて33時間として計算する方法です。

この場合、厳密に言えば32時間12分のときには、実質12分間分の賃金がカットされていることになり、12分間分の賃金不払いが出てくることになります。

しかし、毎月毎月このケースのように切り捨てるのではなく、時には切り上げる月も出てくるわけですから、このような方法を採用場合には、賃金不払いを問わないことになっているわけです。

したがって、たとえ1か月の時間外労働の時間が20分であっても、30分単位で切り上げ、切り捨てを月の時間外労働の合計で行う場合には、労働基準法違反に問われることはありません。

ただし、この方法は、月ごとの合計ですので1日の時間外労働時間を30分単位で切り上げたり、切り捨てたりすることはできません。

なお、割増賃金の計算における端数処理については、以下のようなケースも法第24条及び第37条違反にならないとされています（前掲通達）。

- ① 1時間当たりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げる
- ② 1か月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合、①と同様に処理すること

脳・心臓疾患及び精神障害等（「過労死」等事案）の 労災補償状況（令和5年度）について

鹿児島労働局労災補償課

(1) 脳血管疾患及び虚血性心疾患の労災補償状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 国	請求件数	753	803	1,023
	決定件数	525	509	667
	うち支給決定件数	172	194	216
鹿児島	請求件数	11	13	12
	決定件数	3	6	7
	うち支給決定件数	1	2	3

※ 決定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は1,023件で前年度に比べ220件増加しており、鹿児島県の請求件数は12件で前年度に比べ1件減少している。
- ② 業種別（全国）の請求件数は、「運輸業、郵便業」244件、「卸売業、小売業」135件、「建設業」123件の順に多い。支給決定件数は、「運輸業、郵便業」75件、「卸売業、小売業」29件、「宿泊業、飲食サービス業」25件の順に多い。
- ③ 職種別（全国）の請求件数は、「輸送・機械運転従事者」200件、「専門的・技術的職業従事者」156件、「サービス職業従事者」135件の順に多い。支給決定件数は、「輸送・機械運転従事者」67件、「サービス職業従事者」29件、「専門的・技術的職業従事者」22件の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）の請求件数は、「50～59歳」404件、「60歳以上」363件、「40～49歳」203件の順に多い。支給決定件数は、「50～59歳」96件、「60歳以上」54件、「40～49歳」53件の順に多い。

(2) 精神障害等の労災補償状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 国	請求件数	2,346 (171)	2,683 (183)	3,575 (212)
	決定件数	1,953 (167)	1,986 (155)	2,583 (170)
	うち支給決定件数	629 (79)	710 (67)	883 (79)
鹿児島	請求件数	16 (1)	18 (2)	38 (3)
	決定件数	9 (4)	10 (0)	23 (3)
	うち支給決定件数	4 (2)	1 (0)	10 (2)

※ 各欄（ ）は自殺者数で内数。支給決定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は3,575件で前年度に比べ892件増加しており、鹿児島県の請求件数は38件で前年度に比べ20件増加している。
- ② 業種別（全国）の請求件数は、「医療、福祉」887件、「製造業」499件、「卸売業、小売業」491件の順に多い。支給決定件数は、「医療、福祉」219件、「製造業」121件、「卸売業、小売業」103件の順に多い。
- ③ 職種別（全国）の請求件数は、「専門的・技術的職業従事者」990件、「事務従事者」782件、「サービス職業従事者」579件の順に多い。支給決定件数は、「専門的・技術的職業従事者」259件、「事務従事者」154件、「サービス職業従事者」126件の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）の請求件数は、「40～49歳」953件、「30～39歳」847件、「50～59歳」795件の順に多い。支給決定件数は、「40～49歳」239件、「20～29歳」206件、「30～39歳」203件の順に多い。
- ⑤ 出来事別の支給決定件数（全国）は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」157件、「業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」111件、「セクシャルハラスメントを受けた」103件の順に多い。

令和5年度 個別労働紛争解決制度及び雇用均等関係法令 にかかる施行状況について

～総合労働相談件数は、4年連続で1万3千件超え～

鹿児島労働局雇用環境・均等室

令和5年度の鹿児島労働局における「個別労働紛争解決制度」（個々の労働者と事業主間のトラブルを対象とした「総合労働相談」、「助言・指導」、「あっせん」）及び雇用均等関係法令（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法）の施行状況を取りまとめました。

【ポイント】

1 総合労働相談件数は4年連続で1万3千件超え

- 令和5年度における総合労働相談件数は13,113件（前年度から3.6%減少）。
（内訳延べ数）

①法令制度の内容に係る問い合わせ	9,988件
②労働基準法等に係る法令違反の疑いがある相談	2,950件
③個別労働紛争等に係る相談	3,709件
④その他	615件

2 民事上の個別労働紛争における相談件数は、「自己都合退職」が最多

- 民事上の個別労働紛争^{*6}に関する相談件数は3,709件で、うち「自己都合退職」に関する相談は838件（前年度比4.2%増加）で最も多く、次いで「いじめ・嫌がらせ」にかかる相談が782件（前年度比11.1%減）で、これらの相談で全体の半数近くを占めることとなった。

3 雇用均等法関係法令にかかる相談件数

- 雇用均等関係法令にかかる相談件数は2,081件（前年度より22.5%減少）。最も多いものが労働施策総合推進法に関する相談で1,043件（50.1%）、次いで育児・介護休業法に関する相談は730件（35.1%）でこの2法で全体の85.2%を占める。

4 ハラスメントに関する相談では、「パワーハラスメント」が最多

- ハラスメントに関する相談は1,360件で、うち職場における「パワーハラスメント」は1,043件（前年度比5.9%減）で、ハラスメントに関する相談件数全体の76.7%を占めている。

5 ハラスメントや不利益取扱いに係る紛争解決援助^{*7}の申立及び調停^{*8}申請件数

- ハラスメントや不利益取扱いに係る紛争解決援助の申立件数は6件。
- ハラスメントや不利益取扱いに係る調停の申請件数は5件。

○鹿児島労働局雇用環境・均等室

〒890-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階

☎ 099-223-8239

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

～健康診断と事後措置の徹底を～

健康診断・人間ドッグは、ヘルスサポートセンター鹿児島で実施しています。

お問い合わせ先 電話 099-267-6292

2024（令和6年度）両立支援等助成金のご案内



◎支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

◎支給の要件や手続等については、厚生労働省HP掲載の助成金支給要領を必ずご確認ください。

ご不明な点は、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-222-8446）へお問い合わせください。

1 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

2 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

3 育児休業等支援コース

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

4 育休中等業務代替支援コース

育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小企業事業主に支給します。

5 柔軟な働き方選択制度等支援コース

育児期の柔軟な働き方に関する制度（柔軟な働き方選択制度等）を複数導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した中小企業事業主に支給します。

6 不妊治療両立支援コース

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者が利用した中小企業事業主に支給します。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

（問い合わせ・申請先）鹿児島労働局 雇用環境・均等室（099-222-8446）
〒892-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階



職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から**原則屋内禁煙が義務化**されています。
職場での受動喫煙防止対策を行うにあたっては、既存特定飲食提供施設において費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」が適用になるため、ぜひご活用ください。

対象となる事業主

次の（１）～（４）すべてに該当する事業主が対象です。

（１）	健康増進法で定める 既存特定飲食提供施設（※） を営む ※健康増進法に規定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設で以下の３つの要件を満たすもの。 ①2020年4月1日時点で現に存する飲食店／②資本金5,000万円以下／③客席面積100㎡以下		
（２）	労働者災害補償保険の適用を受ける		
（３）	次のいずれかに該当する		
	業 種	常時雇用する労働者数※ ¹	資本金または出資の総額※ ¹
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下 5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下
	※ ¹ 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。		
（４）	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする		

助成の対象となる措置

健康増進法で定める既存特定飲食提供施設に限ります。

①	喫煙専用室 の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外 の使用 ×
②	指定たばこ専用喫煙室 の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外 の使用 ○

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～②の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	主たる産業分類が飲食店の事業者は2／3 それ以外は1／2	100万円

- ・交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置※²を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
※² 同時期に行う措置で、①～②のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。



厚生労働省・都道府県労働局

留意事項

この助成金の受給にあたっては、喫煙専用室の設置などの事業計画の内容が技術的および経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の 単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙専用室の設置・改修	60万円/㎡
②指定たばこ専用喫煙室などの設置・改修	

例）主たる産業分類が飲食店以外の事業場が3㎡の喫煙専用室の設置・改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として3㎡×60万円/㎡＝**180万円まで（助成額にして90万円まで）**しか認められません。

交付申請に必要な書類 * 印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書 *
2	受動喫煙の防止に係る事業計画 *
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類 *
4	措置を講じる場所の工事前の写真（申請日から3か月以内に撮影したもの）
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し（ 2業者以上必要 ）
9	事業開始の特例に係る申請書（交付決定前に契約、支払などを行う場合のみ）
10	その他都道府県労働局長が必要と認める書類（既存特定飲食提供施設であることを確認できる資料等を含む）

労働局で保有している情報から助成事業者が要件に該当するか判断がつかない場合など、内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合がありますので、ご注意ください。

申請手続の流れ



※詳細は鹿児島労働局健康安全課へご相談ください（鹿児島市山下町13-21 TEL 099-223-8279）

令和6年7月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況								
業種	年	令和6年 (7月末)		令和5年 (同月末)		対前年		
						増減数		増減率
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数
全産業		1,114	12	1,048	8	66	4	6.3%
1 製造業		207	4	215	3	-8	1	-3.7%
1 食料品製造業		134	3	123	2	11	1	8.9%
4 木材・木製品製造業		14		9		5		55.6%
9 窯業土石製品製造業		8	1	16		-8	1	-50.0%
11～12 金属製品製造業		15		11		4		36.4%
13～15 機械機具製造業		16		27		-11		-40.7%
上記以外の製造業		20		29	1	-9	-1	-31.0%
2 鉱業		1		5		-4		-80.0%
3 建設業		157	4	151	2	6	2	4.0%
1 土木工事業		60	3	57		3	3	5.3%
2 建築工事業		70	1	68	1	2		2.9%
3 その他の建設業		27		26	1	1	-1	3.8%
4 運輸交通業		105	1	115		-10	1	-8.7%
1 鉄道・航空機業				1		-1		-100.0%
2 道路旅客運送業		8		9		-1		-11.1%
3 道路貨物運送業		97	1	105		-8	1	-7.6%
4 その他の運輸交通業								
5 貨物取扱業		14		9		5		55.6%
1 陸上貨物取扱業		5		4		1		25.0%
2 港湾運送業		9		5		4		80.0%
6 農林業		58	2	63	1	-5	1	-7.9%
1 農業		26	1	39		-13	1	-33.3%
2 林業		32	1	24	1	8		33.3%
7 畜産・水産業		59		44		15		34.1%
8 商業		132		140	1	-8	-1	-5.7%
1 卸売業		20		17		3		17.6%
2 小売業		101		111	1	-10	-1	-9.0%
3 理美容業								
4 その他の商業		11		12		-1		-8.3%
9 金融・広告業		10		9		1		11.1%
11 通信業		14		12		2		16.7%
12 教育・研究業		6		12		-6		-50.0%
13 保健衛生業		192		157		35		22.3%
1 医療保健業		73		66		7		10.6%
2 社会福祉施設		116		84		32		38.1%
3 その他の保健衛生業		3		7		-4		-57.1%
14 接客娯楽業		63		47		16		34.0%
1 旅館業		14		8		6		75.0%
2 飲食店		34		28		6		21.4%
3 その他の接客娯楽業		15		11		4		36.4%
上記以外の事業		96	1	69	1	27		39.1%
10 映画・演劇業								
15 清掃・と畜業		55		35		20		57.1%
16 官公署				1		-1		-100.0%
17 その他の事業		41	1	33	1	8		24.2%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		102	1	109		-7	1	-6.4%
第三次産業（8～17）		513	1	446	2	67	-1	15.0%

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

9月は障害者雇用支援月間です。障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！

鹿児島労働局職業対策課

障害者の雇用の促進と安定を図るためには、障害者自身の職業的自立への努力に加えて、国民一般、特に事業主の理解と協力が不可欠であり、関係者が一体となって雇用対策に努めることが重要です。このため9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者雇用支援運動を積極的に展開することとしています。

○ 障害者就職面接会

日時 令和6年9月25日（水）13時～16時

場所 鹿児島サンロイヤルホテル（鹿児島市与次郎）

問合せ先 ハローワーク鹿児島（電話 099-250-6071）

日時 令和6年9月18日（水）13時～16時

場所 ホテルさつき苑（鹿屋市西原）

問合せ先 ハローワーク鹿屋（電話 0994-42-4135）

ハローワーク大隅（電話 099-482-1265）

○ 障害者雇用支援・激励大会

日時 令和6年9月3日（火）13時30分～15時

場所 川商ホール（市民文化ホール）（鹿児島市与次郎）

○ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催中

職場内で共に働く精神障害、発達障害のある方々の応援者（サポーター）になっていただくため、障害に関する知識や必要な配慮等を学ぶ講座を開催しています。ご要望に応じて、事業所への出前講座やオンライン講座も行っています。

【問合せ先】

鹿児島労働局職業対策課（電話 099-219-8712）

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和6年6月分】

県内有効求人倍率 1.15倍（前月比0.02P減少）

全国平均有効求人倍率 1.23倍（前月比0.01P減少）

県内正社員有効求人倍率 1.04倍（前年同月と同率）

全国正社員有効求人倍率 0.96倍（前年同月比0.03P減）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人の動きに弱さがみられます。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

各種助成金、活用していませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【早期再就職支援等助成金】



《厚生労働省ホームページ》

①再就職支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対し、再就職支援を民間の職業紹介事業者へ委託等して行う事業主へ助成

②雇入れ支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者を離職の翌日から3か月以内に無期雇用労働者として雇入れ、賃金を5%以上上昇させた事業主へ助成

③中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで、中途採用者の採用を拡大させた事業主へ助成

④U・I・Jターンコース

東京圏からの移住者（移住支援事業利用者）を雇い入れた事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成

ご相談は職業対策課助成金第1係（☎099-219-8713）へ



治療と仕事の両立支援セミナー

主催 鹿児島県地域両立支援推進チーム

少子・高齢化も進み、労働力人口が減少している中で、医療は進歩し、働きながら治療を行う労働者は増加しています。そのような社会的背景からも、貴重な人材を確保しつつ、活力ある職場を作るためにも、病気の治療と仕事の両立の取り組みを進めていくことは重要となります。

今回、鹿児島県地域両立支援推進チームでは、治療と仕事の両立支援の取り組みの参考としていただきたく、治療と仕事の両立支援セミナーを開催することとしました。皆さまの参加をお待ちしています！

日程 **令和6年10月11日(金) 14時～16時**

会場 **Li-ka1920 5階 貸会議室 A（鹿児島市中央町19-40）**

内容 ○第1部 講演「事業場における治療と仕事の両立支援」
講師：産業医科大学 両立支援室 室長 永田 昌子先生
○第2部 事例発表
【企業事例】「中小企業でもできる治療と仕事の両立支援の取組み」
講師：株式会社プロゴフス 健康相談窓口 担当者
【医療機関事例】「病院における両立支援の取組みについて」
講師：済生会川内病院 がん相談支援センター
がん専門相談員

参加
無料

対象者 事業主、人事労務担当者、産業保健スタッフ等

申込 申込フォーム、2次元コード



お申込みはこちら

<https://ssl.formman.com/t/gFqY/>

定 員：100名

申込期限：
令和6年10月4日(金)



鹿児島県地域両立支援推進チーム

とは？

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、鹿児島県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的として設立されています。

詳しくは
「鹿児島労働局 治療と仕事の両立支援関係機関リンク」より検索

鹿児島県地域両立支援推進チーム

主催

鹿児島県経営者協会、鹿児島県労働基準協会、日本労働組合総連合会鹿児島県連合会、鹿児島県医師会、鹿児島県保健福祉部、鹿児島大学病院、鹿児島医療センター、鹿児島県民総合保健センター、鹿児島産業保健総合支援センター、鹿児島県社会保険労務士会、鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会、日本産業カウンセラー協会、日本キャリア開発協会鹿児島地区、若年性認知症支援コーディネーター、鹿児島県薬剤師会、日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部、鹿児島県看護協会、鹿児島労働局雇用環境均等室・職業安定部（職業安定課・職業対策課）〈関係団体名等：順不同〉

【事務局】鹿児島労働局労働基準部健康安全課 鹿児島市山下町13-21(☎ 099-223-8279)

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

鹿児島産業保健総合支援センター

ばんぽセンターからのご案内

化学物質による健康障害防止セミナー ～化学物質管理者に期待すること（実践編）～

**参加
無料**

労働安全衛生関係法令の改正により、令和6年4月から「化学物質管理者」の選任が事業者には義務付けられました。

今後、事業場が進める化学物質の自律的な管理の取組みにおいて、化学物質管理者は大切な役割を担っており、今後の活躍が大きく期待されます。



今回、当センターでは、事業場において化学物質管理への取組みの一層の推進を図っていただく機会として、化学物質管理者向けのセミナーを開催します。第1部及び第2部ともに、関係法令を踏まえた実践的な内容となっていますので、是非、お申込みください。

日 時： 令和6年9月27日（金）13時30分～15時30分**場 所： Li-ka1920 5階 貸会議室 B（鹿児島市中央町19-40）****内 容： 第1部 「化学物質の自律的な管理を進める方法と労働安全衛生関係法令」**

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 副所長

第2部 「化学物質管理者の業務と管理の進め方～実践でのポイント～」

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員（労働衛生工学）

その他 「働く人と職場における勤務間インターバル制度の価値」

講師：厚生労働省 令和6年度勤務間インターバル制度研修講師派遣事業

対 象 者： 事業者、化学物質管理者、衛生管理者、衛生推進者など**定 員： 30名（先着順となります）****申込期限： 令和6年9月20日（金）まで****申込方法： HPメールフォーム、右記二次元コード**お申し込みはこちらから
<https://ssl.formman.com/t/qLRH/>独立行政法人
労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

TEL: 099-252-8002

HP: <https://kagoshimas.johas.go.jp/>ばんぽ
センター

安全衛生活動の活発化を図る方策としてその実施を促進することとしている危険予知活動定着のための

ゼロ災運動KYT

（危険予知訓練）

主催：中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター
協力：公益社団法人鹿児島県労働基準協会

令和6年度

基礎2日間コース
鹿児島会場のご案内

トレーナー研修会

日頃からゼロ災害全員参加運動（ゼロ災運動）の普及・定着にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイひと」、この人間尊重の理念が、運動の出発点となります。つまり、この運動の最大の特徴は、「人を中心におく運動」だということです。これは、40年以上全く変わらない原点です。いくら良いシステムや仕組みであっても、それを動かすのは人であることを忘れてはいけなく考えております。

企業を取り巻く社会環境が変化する今、改めて、KY活動、指差し呼称、健康KY、4Sといった職場風土を耕す道具の有効性を再認識し、全員参加で安全と健康を先取りし、明るく生き生きとした職場風土づくりを目指す、ゼロ災運動の普及・定着のために、研修会参加をお待ちしています。

【日 程】 令和6年10月17日(木)～18日(金) 2日間

【時 間】 9時00分から17時00分まで（受付開始8時30分～）

【会 場】 オロシティーホール 二階大会議室 〒891-0123 鹿児島市卸本町6-12

【対象者】 職場の監督者、安全衛生スタッフ等

【内 容】 危険予知訓練活用技法（実技）

KYT基礎4R法、ワンポイントKYT、自問自答カード1人KYT、KYTトレーナー演習などを役割演技・金魚鉢方式によって体験学習します。

【定 員】 60名（参加者をチーム別に編成して討議します。）

参加要領

●参加費

区 分	基本金額	備 考
会 員（注1）	26,730 円	参加費は1名分で資料代、消費税10%を含みます。 （昼食は各自準備願います。）
一般（非会員）	29,700 円	

（注1）会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。

●修了証：閉会時に修了証を交付します。

●申込締切日：10月15日（火）まで（期限までに定員になりました場合は締切ります）

●申込方法 ※本年度から中央労働災害防止協会のHPでWeb申込をお願いします。

- ① 中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターのHP
→ゼロ災運動KYTトレーナー研修会（基礎2日間コース）を選択
→Web申込・残席確認→鹿児島会場を選択後、Web申込

- ② 会員、一般（非会員）の取扱いにつきましては、下記の通り入力をお願いします。

- ・中災防の会員の場合→正会員又は賛助会員を選択
中災防の非会員の場合→非会員（一般）を選択
- ・鹿児島県労働基準協会会員の場合→上記で非会員（一般）を選択後、通信欄に鹿児島県労働基準協会の会員と記入
- ・鹿児島県労働基準協会非会員の場合→上記で非会員（一般）を選択のみ

- ③ 参加証は上記九州安全衛生サービスセンターから送付されます。

- ④ 参加費は、Web申し込み後、下記銀行に振込み願います。
請求書が必要な方は、選択欄で希望するを選択して下さい。

●振込先銀行 福岡銀行 奈良屋町支店

普通預金 口座番号 1163225

口 座 名 中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター

〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL092-437-1664

※振込手数料は貴社にてご負担願います。

※お申込み後に参加を取り消される場合は、下記のキャンセル料がかかります。

1. 開催日から起算して7日前から前日…受講料の30%

2. 開催日当日…受講料の100%

なお、返金に係る手数料（+キャンセル料）を差し引いた額が返金となります。

会場MAP



令和6年10月、11月 講習開催のご案内（9月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
https://www.kakikyo.or.jp/seminar/



講 習 名		講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)		科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証等写し必要] 高 所 作 業 車 運 転	10/28～29	9/2	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円		【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
	車 両 系 建 設 機 械 運 転 (解体用)	10/28	9/2	会員 18,590円 一般 19,030円		【受講資格】 ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者
	金 属 ア ー ク 溶 接 等 作 業 主 任 者 限 定	11/1	9/2	会員 12,210円 一般 12,870円		
	小型移動式クレーン運転	11/5～7	9/9	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円		【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
				【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円		
	特 定 化 学 物 質 及 び 四アルキル鉛等作業主任者	11/7～8	9/9	会員 15,620円 一般 16,280円		※会場はオロシティーホールとなります。
	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 11/11～15	9/17	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円		【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者
		【科目免除者】 11/11～12		【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円		【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタピラ車限定を除く)
	車 両 系 建 設 機 械 運 転 (解体用)	11/11	9/17	会員 18,590円 一般 19,030円		【受講資格】 ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者
	車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 11/18～22	9/24	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円		【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者
【科目免除者】 11/18～19		【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円				
玉 掛 け	11/18～20	9/24	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円		【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者	
			【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円			
石 綿 作 業 主 任 者	11/21～22	9/24	会員 15,620円 一般 16,280円			
有 機 溶 剤 作 業 主 任 者	11/28～29	9/30	会員 15,620円 一般 16,280円			
実技教習	移動式クレーン運転実技教習 (5 t 以上) [実技免除]	10/28～11/1	9/2	【全科目者】 会員 91,080円 一般 92,565円		【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
		11/25～29	9/30	【学科免除者】 81,400円		
特別教育	フルハーネス型 墜落静止用器具	11/5	9/9	会員 10,725円 一般 11,825円		
	アーク溶接等	11/12～14	9/17	会員 18,810円 一般 22,110円		
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	11/13～14	9/17	会員 16,830円 一般 20,130円		
	クレーン運転	11/25～26	9/30	会員 17,160円 一般 20,460円		
その他	安全衛生推進者	10/29～30	9/2	会員 13,090円 一般 13,530円		

- 〈備考〉 1 当社の技能講習・特別教育等（衛生管理者免許試験準備講習を除く）を申し込むには予約が必要です。
2 申込書の提出時、予約番号の記入が必要となります。予約番号のない申込書は受理できませんのでご注意ください。
3 予約可能日時は平日（土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く）の8:30～17:00までです。予約開始日以降に予約可能となります。
4 定員に達した場合はWeb予約は終了となります。また、講習科目によっては日程を延長して実施する場合があります。
5 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

石綿調査者講習Web申込

検索

講習日	Web申込期間	受講料テキスト代 (消費税込)	受講料 納入期限	会場	受講資格
10/2～3	9/4～6	38,280円	9/10	オロシティーホール	・石綿作業主任者技能講習修了者 ・その他

- 〈備考〉
- 1 受講資格が必要です。
 - 2 Web申込時は顔写真、本人確認書類、資格を証する書類等の準備が必要です。
 - 3 Web申込は受付開始日以降に可能となります。受付時間は終日です。
 - 4 定員（70名）に達した場合はWeb申込は終了となります。
 - 5 詳細につきましては、ホームページ『建築物石綿含有建材調査者講習（一般）Web申込』をご覧ください。

化学物質管理者講習（取扱事業場向け）

化学物質管理者講習Web申込

検索

講習日	Web申込期間	受講料テキスト代 (消費税込)	受講料 納入期限	会場	受講対象者
11/12	10/9～11	非会員事業場 14,080円 会員事業場 12,980円	10/16	オロシティーホール	化学物質を取り扱う事業場等（製造事業場を除く）で化学物質管理者として職務を担う方

- 〈備考〉
- 1 会員事業場が非会員事業場の受講料で申込みをされた場合は、受講料の返金はできません。
 - 2 Web申込時は顔写真、本人確認書類等の準備が必要です。
 - 3 Web申込は受付開始日以降に可能となります。受付時間は終日です。
 - 4 定員（70名）に達した場合はWeb申込は終了となります。
 - 5 詳細につきましては、ホームページ『化学物質管理者講習Web申込』をご覧ください。

ゼロ災運動KYTトレーナー研修会

（ご注意：本年度からWeb予約が必要です）

講習日	Web申込期間	受講料テキスト代 (消費税込)	会員区分	会場	受講対象者
10/17～18	随時受付中	非会員事業場 29,700円 会員事業場 26,730円	下記1を参照	オロシティーホール	職場の監督者、安全衛生スタッフ等

- 〈備考〉
- 1 会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。
 - 2 Web申込は中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターのHPからお願いします。
 - ①中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターのHP
→ゼロ災運動KYTトレーナー研修会（基礎2日間コース）を選択
→Web申込・残席確認→鹿児島会場を選択後、Web申込
 - ②会員、一般（非会員）の取扱いにつきましては、下記の通り入力をお願いします。
 - ・中災防の会員の場合→正会員又は賛助会員を選択
 - ・中災防の非会員の場合→非会員（一般）を選択
 - ・鹿児島県労働基準協会の会員の場合→上記で非会員（一般）を選択後、通信欄に鹿児島県労働基準協会の会員と記入
 - ・鹿児島県労働基準協会非会員の場合→上記で非会員（一般）を選択のみ
 - 3 Web申込は随時受け付けています。
 - 4 定員（60名）に達した場合はWeb申込は終了となります。
 - 5 詳細につきましては、『中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター』のホームページをご覧ください。

令和6年秋の全国交通安全運動

運 動 期 間 令和6年9月21日（土）～9月30日（月）
交通事故死ゼロを目指す日 令和6年9月30日（月）

秋空に ルールとマナーで 鹿児島路

- 運動の重点
- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
 - 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
 - 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会